

世界平和のための新たな結集

—ロシアのウクライナ侵略をめぐる世界的危機の解決を目指して—

緊急提言

ロシアのウクライナ侵略は、未曾有の人道の惨状と核戦争のリスクを招き、世界の安全保障システムのみならず、経済・社会・環境の諸次元で人々の生命と暮らしを脅かし、更には人類と地球を生態学的崩壊に導きつつある。このようなシステミックな複合的危機の外交的解決を目指して、私たち、日本国際連合学会の会員と長崎大学の学識経験者の有志は、世界平和のための新たな結集を内外の政府、国連システム諸機関、市民団体、民間企業等に呼びかけるものである。

現状

1. 2022年2月に開始されたロシアのウクライナ侵略は、国連憲章の違反であり、第二次世界大戦後の世界秩序を根本から揺るがしている。それが惹起した広範な人道の惨状及び関連する諸制裁措置の応酬に伴うエネルギーと食糧の逼迫、物価高騰等の経済社会的損害はグローバル・サウス諸国をはじめ全世界に及んでいる。
2. 戦禍による難民・避難民を含む被災民は1,800万人を超え、文民の死者は少なくとも2万人以上、また両軍の戦死者は20万人に及ぶ。
3. ロシアは、緒戦においてウクライナの制圧に失敗したのみならず東部ウクライナ諸州の親ロシア住民の実効支配に成功していない。他方、NATO諸国の武器支援を受けたウクライナは、攻勢に転じ、実効支配地域を拡大すべく停戦に応じていない。
4. ロシア軍の攻撃は、占領下の住民の虐殺を含む人権侵害と戦争犯罪行為に加え、ウクライナ国民の士気低下を狙った民生インフラ施設への執拗なミサイル等の爆撃にとどまらない。戦況に応じて繰り返されるロシアによる核兵器使用の恫喝は、人類を1962年のキューバ危機以来の世界大戦の脅威のみならず、核戦争による地球の生態学的危機にさらしている。
5. 安全保障理事会の常任理事国であるロシアが紛争当事国となり、理事会の安全保障上の機能が麻痺する中で、総会は国連の安全保障機能を補うべく「平和のための結集」のための緊急特別会期を開催し、計6本の決議を採択した。しかし、これら決議は、ロシアの侵略を糾弾しこそすれ、国際社会に具体的な集団的措置を呼びかけるに到っていない。実のところ、ロシアの侵略への制裁措置をめぐって、国連加盟国は、二国間の地政学的考慮により、弾劾、擁護及び態度保留の3勢力に分かれ、強いグローバルな意思結集を達成し得ないでいるのが現状である。
6. 例えば、核兵器による威嚇及び使用については、G20やグローバル・サウスの首脳がこれを許しがたいとした合意は、いまだ、「平和のための結集決議」には反映されていない。また、ライプライン・サービスを奪われ、かつ、酷寒と飢えを耐えしのぐ被災民への人道支援の太宗は、戦闘の狭間に行われる現場における国連システム及び非政府組織による献身的努力に依存し、本来の人道、公平、中立、独立の基本原則を基礎にした紛争当事国の同意に基く支援は、黒海穀物イニシアチヴの実施及びサボリージャ等の原発安全地帯の試みのような人道的局地的停戦に限定されている。
7. このまま紛争が長期化すれば、国連システムを基軸とするSDGsの達成、コロナパンデミック及び気候変動危機の克服、持続的平和の構築の努力が灰燼に帰することは必定である。そのような取り組みを通じて、人類が冷戦終結以来、築き上げてきた共感と連帯に基く包摂的なガヴァナンスの瓦解を防ぐには、以下の対策が必要である。

緊急対応策として、国連事務総長、加盟国および市民社会は以下を推進する：

1. 国連緊急特別総会において、核兵器及びその他の大量破壊兵器並びにドローン等の無人兵器や自律型致死兵器システムの使用による恫喝と使用の即時停止を決議させる。
2. 国連事務総長は、人道的支援の強化を主張する国と共同で、まずはできる限り多くの人道的局地的停戦を緊急に実現し、その積み重ねを踏まえて、中・長期的対策として、国連主導の国際会議において、軍事的休戦と和平交渉を推進する。

3. 国連加盟国は、難民と国内被災民の生活を支える国連人道支援への市民社会、メディア、企業、自治体などの多様なアクターの参画を拡大する。そのため、ウクライナ国内に人道、公平、中立、独立の基本原則に基づく人道支援ホワイト・ヘルメットを展開する。
4. 国連総会は、有志国の支持のもと停戦と休戦遵守を目的とする「国連ウクライナ保護軍」の展開を決議する。保護軍は、ロシア軍とウクライナ軍間の緩衝者として両軍の緊張緩和を図ると共に、ロシアが核兵器使用にエスカレートせぬよう監視を続ける。
5. NATO 加盟国とロシア支援国は、国連ウクライナ保護軍の活動を支持し、それぞれの武器提供と軍事支援を停止する。

中・長期的対策として、

加盟国、国連事務総長と国際機関および市民社会は：

1. 以下の課題などを含め、ウクライナ戦争の根本的解決を図るため、講和会議を国連の下で行う。
 - (1) ロシアはウクライナから全ての軍隊を撤収し、再度の侵略を行わないことを誓約する。「国連ウクライナ保護軍」は展開を継続し、両国の講和合意の遵守を確認する。
 - (2) 国連加盟国はウクライナ復興のために大規模な財政・技術援助を行う。
 - (3) ウクライナにおける戦争犯罪の証拠を完全かつ永久に収集・保全し、その裁判を行う。
 - (4) 諸国民の多様性を基礎とする包摂的な平和共存と市民一人ひとりの安全・安心を担保する国連安全保障システムの構築。

認識共同体、国際機関事務局及び市民社会は：

- (1) 人新世において、人類が地球という惑星に戦争を含め取り返しのつかない重大なインパクトを及ぼすことを未然に防ぐ予防的アプローチを振興する。このため、安全保障活動への地球環境保護の諸規範の例外なき浸透と軍縮と核兵器の廃絶を推進する。
- (2) 若者等の市民団体や企業、メディア間の国境を越えた相互理解と連帯を通じ、寛容、非暴力、平和の文化を促進し、国レベルでの力の抑止からの脱却を図る。

日本政府は：

1. NPT レビュー会議の緊急会期の招集と、以下を提案する。
 - (1) 日本は唯一の原爆被災国として、「長崎を最後に！」の旗印を掲げ、抑止論を脱却した人類の滅亡を抑止する心の中の核武装解除を提唱し、いかなる国であっても核兵器を不要とする実効的な平和構築の枠組みの策定。
 - (2) 放射性廃棄物処理場を含む原子力発電施設への軍事および非軍事的攻撃によるあらゆるリスクと損害から包括的に文民を保護する単一の国際的な法的枠組みを確立するため、原子力の安全と安心関連の既存の諸規範の包括的な見直しを提案。
2. 「国連ウクライナ保護軍」設置への協力及び自衛隊からの保護軍の司令部付き武官の派遣。
3. ウクライナ復興のために人道的援助に加え、財界諸団体を巻き込む財政・技術援助を行う。

2023年2月24日
日本国際連合学会会員・長崎大学有志